

平成25年度第3回秦野市都市計画審議会

次のとおり開催しました。

開催日時	平成26年2月26日（水）午前10時00分～午前11時30分
場 所	秦野市役所西庁舎3階会議室
出席委員 (◎会長) (敬称略)	和田厚行、川口薫、佐藤敦、野田毅、◎加藤仁美、宮林茂幸 和田稔、古谷茂男、佐野友保、高橋捷治、久保寺邦夫 代理 阿部正彦、長澤健、栗田貞夫、福森登  15名
事務局等 出席者	政策部長 谷屋彰 都市部長 河野雄介 都市部参事 俣島信一 都市部参事（兼）まちづくり推進課長 古谷榮一 下水道部下水道河川整備課長 内田匡 政策部新東名周辺整備担当主幹 佐藤伸一 都市部まちづくり推進課課長補佐（都市計画担当） 小谷幹夫 下水道部下水道河川整備課課長補佐（計画担当） 野村正道 都市部まちづくり推進課主査 齊藤広和 都市部まちづくり推進課主査 草野尚巳 都市部まちづくり推進課主事 飯沼祐一
議 事	諮問事項 議案第3号 秦野都市計画下水道秦野第1号公共下水道の変更 について 議案第4号 秦野都市計画道路見直し計画について 報告事項 報告第1号 秦野SA（仮称）スマートICを活かした土地利用 構想案について

【議事要旨】

課長補佐  
(都市計画担当)

それでは、次第に基づき議事に移りたいと思います。はじめに、古谷市長から加藤会長に諮問をさせていただきます。  
皆様には、諮問書の写しを配布いたします。

(会長へ諮問書朗読の上、手渡し)

**事務局、各委員に諮問書の写しを配布。**

課長補佐  
(都市計画担当)

ここで、市長は他の公務がございますので、大変恐れ入りますが、退席をさせていただきます。

—市長退室—

課長補佐  
(都市計画担当)

それでは、議事に移りますが、ここからの進行は、加藤会長にお願いいたします。加藤会長よろしくお願いいたします。

会 長

それでは、議事に入ります。審議会の運営要綱と公開に関する取扱要領に基づきまして、進めますが、本日傍聴人はおりますか。

課長補佐  
(都市計画担当)

傍聴人はおりません。

会 長

それでは、議事に移りますが、まず、最初に議事録署名委員を指名させていただきます。議事録の署名につきましては、選出母体別の名簿順でということですので、野田毅委員と久保寺邦夫委員にお願いいたします。よろしく申し上げます。

会 長

それでは、会議次第により、進めていきたいと思えます。

本日の議題の1つ目、「秦野都市計画下水道秦野第1号公共下水道の変更について」を議題とします。

それでは、事務局説明をお願いします。

まちづくり推進  
課長

説明に先立ちまして、本日は事業を担当する下水道河川整備課の職員を同席させております。(下

水道河川整備課 自己紹介)

議案第3号秦野都市計画下水道秦野第1号公共下水道の変更についてご説明いたします。

都市計画下水道につきましては、平成19年に大根川ポンプ場において、より円滑な雨水処理を行うため、放流渠(きょ)の位置を変更しておりますが、それ以降は事案がありませんでしたので、まず始めに、本市の都市計画下水道について、ご説明させていただきます。

本市は、土地の自然的条件により、単独公共下水道と流域関連公共下水道の2つの下水道が位置づけられており、市街化の殆どの区域である単独公共の秦野第1号公共下水道と、市域西部の一部にある酒匂川流域関連の秦野第2号公共下水道があります。

本市の下水道については、生活環境の改善、水質の保全、浸水の防除などを行うため、昭和49年2月に都市計画決定し、市街化区域の拡大などにより、排水区域の拡大の都市計画変更を経て、現在、第1号公共下水道と第2号公共下水道を合わせ、市街化区域の約2,437ヘクタールの排水区域となっております、事業を進めております。

秦野第2号公共下水道においては、神奈川県が事業主体であります酒匂川流域下水道の関連公共下水道として位置づけられており、秦野市内の排水区域面積は約50ヘクタールであります。

続きまして、本日の議案として提出させていただきました単独公共下水道の秦野第1号公共下水道についてご説明いたします。

秦野第1号公共下水道は、現在、排水区域面積は約2,387ヘクタールであります。

雨水処理施設等につきましては、大根川ポンプ場において、鶴巻東部地域が地形上広い範囲でほぼ平らであり、降雨時に河川の水位が上昇すると地域の雨水排水が自然流下では困難なため、「大根川ポンプ場」と「その放流渠」を位置づけております。

汚水処理につきましては、市内上大槻の処理場で処理を行う中央処理区と伊勢原市の終末処理場で処理を行う大根・鶴巻処理区の二つの処理区に分かれております。

大根・鶴巻処理区の施設といたしましては、処理区内の下水は、鶴巻温泉駅の南東側に位置する「鶴巻中継ポンプ場」から、「鶴巻神戸(ごうど)幹線」により、圧送で伊勢原終末処理場へ流入しております。

次に、中央処理区の施設といたしましては、汚水を集め処理場に流入する「秦野主要幹線」と、流入した汚水を処理する「秦野市浄水管理センター」、処理された下水を河川へ放流するための「秦野市浄水管理センター放流渠」があります。

秦野主要幹線は、秦野駅の北西側に位置する本町小学校付近から水無川沿いを下り、河原町交差点を經由して上大槻にあります浄水管理センターに流入しております。

浄水管理センターで処理された処理水は、処理場敷地南東部に位置づけられている放流渠により金目川へ放流されております。

それでは、今回変更する秦野第1号公共下水道については、平成21年9月の線引き見直しにより区域区分を変更した落合延沢地区の排水区域であります。場所は、秦野駅の北東約1.8キロメートル付近になります。

落合延沢地区については、河川改修による区域決定境界の地形地物の変更に伴い、市街化区域及び市街化調整区域への編入がありました。

都市計画下水道で定める排水区域については、市街化区域と整合させる必要があることから、約1ヘクタールの排水区域を編入し、秦野第1号公共下水道の排水区域の面積は、2,387ヘクタールから2,388ヘクタールに変更となります。

以上が、都市計画下水道の現在の決定内容及び変更内容となるものです。

また、本件の手続きについて、これまで行ってきた経緯と今後のスケジュールについて説明いたします。

昨年11月に、都市計画下水道の変更(案)について説明会を行いその後、神奈川県と協議を行い、原案について異存がない旨の回答がありました。12月には都市計画下水道の変更(案)の縦覧を2週間行ったところ、意見はございませんでした。

本日、本審議会においてご審議いただき、答申を得て、都市計画の変更手続きを行いたいと考えております。

さらに、今後、都市計画変更の手続きと併せて、下水道事業を引き続き進めていくため、都市計画法に基づく事業認可の手続き及び下水道法に基づく事業認可の手続きを行い、都市計画の変更告示と同時に、事業が認可される予定で進めております。

以上で、「秦野都市計画下水道秦野第1号公共下水道の変更」(案)について、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長

以上の案について、何かご質問、ご意見はございませんか。

(質疑応答)

会 長

ご質問、ご意見がないようでしたら、これで本案件の審議を終了し、議案第3号「秦野都市計画下水道秦野第1号公共下水道の変更について」は、原案のとおり答申したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

会 長

異議がないようですので、この案件につきまして原案のとおり答申いたします。答申書の作成は、会長に一任させていただきたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

会 長

それでは、ここでの答申書(案)の作成を省略させていただき、後日、皆様に郵送させていただきたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

会 長

異議がないようですので、そのように決定させ

課長補佐  
(都市計画担当)

ていただきます。

次の準備をしている間、下水道河川整備課の職員を退出させていただきます。

会 長

続いて、次の議題、議案第 4 号の「秦野市都市計画道路見直し計画について」を議題とします。事務局説明をお願いします。

まちづくり推進  
課長

議案第 4 号秦野市都市計画道路見直し計画についてご説明いたします。

都市計画道路の見直しにつきましては、平成 22 年度において、「都市計画道路見直しの基本的考え方」の策定に対して都市計画審議会に報告をしております。

本日のご説明は、当時と内容が重複する部分も含まれておりますが、初めてご説明させていただく委員の方もいられますので、よろしく願いいたします。

それでは「秦野市都市計画道路見直し計画」の主な構成について、ご説明いたします。

本計画の構成は、一つ目に「都市計画道路の見直しの背景と必要性」、二つ目に「都市計画道路の現状」、三つ目に「都市計画道路見直しの進め方」、四つ目に「都市計画道路の見直し検証結果」、最後に「今後の方向性」となっております。

まず、はじめに、「都市計画道路の見直しの背景と必要性」について、ご説明いたします。

見直しの背景といたしまして都市計画法第 53 条により、都市計画道路の区域内に堅固な建築物を建築することについて制限があり、その建築制限に関する、訴訟事例において「長期間未着手となっている都市計画道路の必要性を再検証することなく、そのまま都市計画決定し続けることについて疑問がある」と補足意見が示されたことから、全国的に見直しが行われています。

このような背景の中、神奈川県では都市計画道路見直しのガイドラインを公表し県内で見直し作業が始まりました。

本市において今後の人口減少と少子・高齢化の進展が予想され、交通需要にも変化が生じる可能性があることや都市計画決定後、長期間が経過し

ても未だ事業に着手していない都市計画道路が存在することを踏まえ、本市の都市計画道路について見直しを行っていくものであります。

続きまして、本市の「都市計画道路の現状」につきまして、ご説明いたします。

スクリーンは、都市計画道路網図を映しております。

本市の都市計画道路は、昭和 31 年に秦野駅北側の水無川沿いの 5 路線を都市計画決定し、高度経済成長期に都市への人口集中と市街地の拡大などから、昭和 40 年代に決定した道路が多く、大根・鶴巻地区については、昭和 58 年に道路網として一体的に都市計画決定しています。

本市の都市計画道路の決定路線は 38 路線、構想が 6 路線の合計 44 路線あります。

現在、決定済みの都市計画道路は、38 路線、延長 96,300 メートルが都市計画決定されています。

その内、改良済み延長は約 34,600 メートル、全体の約 36 パーセントで、スクリーンでは黒色の路線となります。

次に、緑色の路線は、計画幅員の三分の二以上を有している路線を表示しており、主に、国道、県道や、歩道設置工事を実施している市道が該当しています。

また、現在まで、都市計画道路が未着手の路線は 10 路線あり、都市計画決定から 40 年以上経過している路線は 4 路線あります。

次に「都市計画道路見直しの進め方」について、ご説明いたします。

都市計画道路を見直すに当たりまして、本市の上位計画である「都市マスタープランの交通体系形成の方針」や「はだの交通計画の基本目標」及び「かながわ交通計画の交通施策の基本方針」などとの整合を図りながら、見直しを進めていきます。

ここでお示ししています都市計画道路見直しの検討フローは、ステップ 1 からステップ 4 までの段階的検証を経て、見直し路線・区間を選定します。

ステップ 1 では、見直しの検討対象路線を選定します。

都市計画道路 38 路線と構想路線 6 路線の合計 44 路線から、自動車専用道路である第二東名自動車道及び厚木秦野道路を除いた 42 路線を検討対象路線とします。

続いてステップ 2 では、道路機能や代替機能などの必要性を検証します。

必要性の検証項目は、県のガイドラインに準じて設定し、自動車交通機能、歩行者・自転車の交通機能、土地利用との整合、まちづくりとの整合、市街地形成機能、防災機能、環境機能、他事業との整合及び代替機能を検証し総合的に判断します。

次にステップ 3 では、土地区画整理事業など、他事業との関連性を確認して、見直し候補路線を抽出します。

次にステップ 4 では、ステップ 3 での見直し候補路線について、将来交通需要推計を行い、周辺道路の混雑度を検証し、見直し路線を抽出します。

続きまして、「都市計画道路の見直し検証結果」について、ご説明いたします。

先ほどの見直し検討フローに基づき、都市計画道路を検証したところ、見直し対象路線である都市計画道路 42 路線のうち、36 路線を存続、赤色で着色している 6 路線を見直し路線として抽出しています。

各見直し路線は、都市計画道路の自動車交通機能の代替性の確保が可能である、現況の道路や並行する道路があります。

それでは、見直し各路線の範囲について、概略を説明いたします。

1 路線目、3・5・1 号入船平沢線の見直し区間は、保健福祉センターから県道平塚秦野線までの区間です。

2 路線目、3・5・2 号秦野駅前線の見直し区間は、駅前郵便局付近から都市計画道路曾屋台町線までの区間です。

3 路線目、3・5・5 号水無川九沢線の見直し区間は、市役所東庁舎前の市道から葛葉川九沢橋付近までの全区間です。

4 路線目、3・5・10 号横町塩貝線の見直し区間は、北矢名郵便局付近の市道 8 号線から鶴巻公民館付



近の東名高架下までの区間です。

5 路線目、3・5・11 号東北久保塩貝線の見直し区間は、東名高速道路と県道曾屋鶴巻線が立体交差する鳥居松橋から鶴巻温泉駅付近の市道 8 号線と接続するまでの全区間です。

最後に 6 路線目、3・6・1 号曾屋台町線の見直し区間は、本町三丁目の市道 25 号線から入船町の県道秦野停車場線と接続するまでの区間となっています。

以上が、見直し検討フローに基づき抽出した、見直し 6 路線となっています。

また、「秦野市都市計画道路見直し計画」を作成するにあたり、市民 4,000 人を対象に、都市計画道路等に関する市民意識調査を実施しました。

1,566 人から回答をいただき、将来の道路整備の優先度として、交通渋滞を緩和するための道路、歩行者や自転車通行の安全確保のための道路、及び災害時の避難路や緊急輸送路となる道路に対する意見が多くありました。

また、都市計画道路の見直しについては一定期間ごとに見直しを行うべきとの回答が約 9 割ありました。

最後に、市民からのご意見も踏まえまして、「都市計画道路見直しの今後の方向性」について、ご説明いたします。

見直しの今後の方向性としまして、次の 2 点について整理していきます。

1 点目は、本市において、今後の人口減少と少子・高齢化の進展が予想され、また、都市の低炭素化や集約型都市構造への転換が求められている状況を踏まえまして、都市構造の骨格をなす広域的な都市計画道路網については、「選択と集中」により重点化を図り、既存ストックを有効に活用しながら、効率的な道路ネットワークの構築と適時適切な都市計画の見直し及びマネジメントサイクルを重視した都市計画が重要であるため、見直しを行っていくこと。

2 点目は、都市計画道路の見直し 6 路線は、今後の財政状況や社会経済状況の変化等を踏まえ、各路線において、道路構造令への適合確認や道路整備方針、歩行空間や自転車走行空間の必要性、

及び都市の低炭素化や集約型都市構造への転換に向けて、個別に検討し、都市計画道路の変更・廃止など必要な見直しを行っていくこととした計画となっています。

本日は、本計画案についてご審議いただき、計画を策定していきたいと考えています。

以上で、「秦野市都市計画道路見直し計画」についての説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長

ただいまのご質問、ご意見はございませんか。  
(質疑応答)

佐藤敦委員

峠から篠窪、松田へと続く県道が開通されます。それが開通されると渋沢駅の南口が交通渋滞になると思いますが、今の説明の中には渋滞等を見越して着手するとの説明ですが、その辺についてどのように考えているのか、関連するのでお聞きしたいと思います。

会 長

事務局お願いいたします。

まちづくり推進  
課長

今のご質問ですが、県道秦野大井線が開通すると道路の混雑が予想されるので、都市計画道路網をどう考えているのかというご質問かと思われま。渋沢駅南口周辺の都市計画道路は、現在お願いしている 246 号バイパスの I C との関連で都市計画道路網が構成されています。直接的に県道の渋滞緩和になる都市計画道路になるかどうかははっきりは言えませんが、246 号バイパスの計画に合わせた都市計画道路が必要ではないかと考えています。

都市部長

補足させていただきますと、都市計画道路網は現実の整備と計画案には若干のタイムラグがございます。佐藤委員御指摘の箇所は、渋沢駅南口を中心とした交通の処理だと思っておりますが、これにつきましては、まちづくり推進課長から説明がありました通り、まず 246 号バイパスが計画の一つとしてございます。246 号バイパスの中で仮称でございますが渋沢 I C という計画があります。そこ

から派生します渋沢小原線、さらに渋沢小原線から派生します渋沢並木線を都市計画決定しています。この二つの路線と 246 号バイパスを含めた 3 路線と、既存の県道を含めて全体的な道路網の検討をしているところでございます。

佐藤敦委員

都市計画道路の整備状況図を見ると現道ありということでは未着手となっている道路がございます。やはりこういうものは、せっかく素晴らしい道路ができるのですから、先行してやっていかないと、秦野市はいつも後手に回っている気がします。計画を立てて無駄にしないよう努力していただきたいと思っております。

会 長

他にございませんでしょうか。

川口委員

都市計画道路見直し計画でございますが、次の報告と関係しますが、今行われている 6 路線の見直しは、かなり市内中心の感じがしますが、スマート I C や 246 号バイパスの接続が見当たらないような感じがしますが、その辺の整合について御説明をいただきたい。

会 長

事務局お願いいたします。

都市部長

資料の 5 ページに平成 25 年 4 月 1 日現在の都市計画道路の整備状況という図面がございます。川口委員から御質問がありましたスマート I C の S A の部分につきまして、この図面の左上の方に S A の位置がございます。その下の紫色となっている部分が都市計画で定めていませんが、構想路線という位置付けのものでございます。若干位置が違いますが、基本的には県道堀山下停車場線が、この構想路線となったものでございます。

現時点ではスマート I C の連結申請が確定していません。この後の報告案件で説明がございしますが、市としては重要課題という捉え方をしております。そういった中では県道の位置は、構想路線を踏まえて、さらにそこから延びるスマート I C のアクセス道路も併せて検討しております。また、5 ページの図面で 3・4・9 とある黒い実線部分が都

市計画道路渋沢駅前落合線でございます。これが水無川から北側の県道までの区間、紫色の構想路線と結んだ交差点まで約1キロメートルが平成21年度に完成しています。現状の県道自体が都市計画道路としての整備が行われておりませんので、むしろ渋沢駅前落合線に向かっの構想的なものを、近未来的にスマートIC周辺の土地利用と併せて検討していかなくてはいけないという認識を持っています。現在の都市計画道路網の見直しということで当然、スマートICが出来れば、そこに新たな交通需要が発生しますので、それと個別具体的なものを併せて引き続き、検討は継続していくつもりでいます。ですから土地利用と併せた中で解決していきたいと考えております。以上でございます。

川口委員

議会としてもスマートICの接続は秦野のまちづくりにとって、千載一遇のチャンスと考えておりますので、是非この辺は構想とともに、なるべく早めな具体化をお願いしたいと思いますし、60年近く未着手のところもありますので、それもしっかりと見直していただき、今後のまちづくりに役立てていただき、要望して終わります。

久保寺委員

片町通りから末広までの都市計画道路を見直すということだが、本町地区で震災が発生した時にかなりの被害が発生するのはこのゾーンだと思うのだが、県でも県道705号線を幅員16メートルで工事に着手して、片町通りまで届くので、そこから先についても見直しをしないで防災の観点からも整備すべきだと思うが、その辺の検討はどのように行われたのだろうか。

まちづくり推進  
課長

久保寺委員の御質問は、3・5・2の秦野駅前線の見直し区間のことだと思われませんが、資料の28ページをご覧ください。この区間は住宅が建て込んでいることと、この先について受け皿的な部分について整備が非常に難しいものがあると判断、3・5・1の入船平沢線が並行していますので、そこで代替機能が見出せるのではないかという検証の中で、このエリアについては生活道路的な部分につ

いて整備すべきではないかという判断の結果、見直し対象路線として抽出したものです。

久保寺委員

人が歩行し、車が通るだけが道路ではないし、そこに住む人たちが安全で安心してこの公共施設や環境を信頼して日々暮らしているものであり、また、特にこの地域は江戸時代から古い街並みが残っており、秦野の発祥の地だから、難しいとは思いますが、少しずつでも整備していき、子や孫の時代にはきちんとできることがいいと私は思いますがいかがでしょうか。

まちづくり推進課長

これで見直し対象路線になったからといって、直ぐに廃止というわけではなく、今後も必要性について随時検討していき、最終的にどうするかということですので、繰り返しますが対象だから廃止するというわけではございません。

久保寺委員

今日は委員の意見を聞くだけということなのだろうか。

都市部長

本日の諮問答申という中では、平成 22 年の 9 月にこの基本的な考え方を決めています。

基本的な考え方を決めた中で神奈川県等とも調整・協議したわけですが、基本的な考え方をまとめた中では、主に代替路線の有無ということが大きな点にもなりますが、この 6 路線については、今の都市計画網の中で、仮に廃止とした場合でも、混雑箇所には大きな影響が出ない、逆に冒頭で述べました通り、訴訟等の中で、見直し検討しないまま、50 年という期間をおいて、土地利用に対して制限をかけ続けることは違法とは言えなくても、しっかりと検討しなくてはいけないのではないかと考えております。この 6 路線についてさらに詳細な検討していきます。考え方はこういうものですという中での御意見をいただければと思っております。

最終的な都市計画の変更については再度またこういった場で上げさせていただきます。今後検討していく中で先ほど久保寺委員からいただいた御意見をこの見直し計画に加味していき、よりよい

ものとするために御意見をいただければというのが今日の審議会でございます。以上でございます。

久保寺委員

都市部長の説明は十分理解できたが、この路線を見直し候補路線として抽出しているが、道路網を整備することによって歩行者や車の利便性向上だけではなく、そこに住む人の安全安心という観点からも、地域住民の生命線として整備することがいいのかなと思います。私はできればもう少し委員の皆さんが検討されていただければありがたいなと要望してこの辺で終わりにしたいと思います。

都市部長

今、要望いただいた中で12ページに見直しの進め方というフローがあります。この6路線については廃止と決まったわけではなくて、フローの中の黄色で囲んだ部分ですが、この中で総合的な判断をする見直し路線というところまでが決まっています。それから追加するのか変更になるのか、または廃止となるのか、保留して再度、代替路線等の検討をしていきますが、その入り口に立ったということで御理解をいただきたいと思います。

久保寺委員

分かりました。

会 長

私からよろしいでしょうか。もし廃止となった場合、現道を生活道路といった形で整備することになった場合、現道のままにするのか生活道路として幅員はそのままで何らかの整備を行うのか

これはこれからのことになるとと思いますが、どうでしょうか。

都市部長

先ほどの路線、28ページの秦野駅前線と36ページの曾屋台町線が、会長が述べられたものに近いものかと思われます。

現在の都市計画の定めた内容の中では幅員が定められています。御存じのように道路構造令の改正がございまして、歩行者の考え方とありますから事業化にあたっては少なくとも歩道を3~4メートルとすると幅員が15~16メートルにする必要が生じるものと思います。仮にここに15メート

ルという都市計画道路として規定された道路が必要なのか、幹線街路というより区画街路という性質のものでございますので、そこまでの幅員は要らないのではないかと、8メートル程度で十分ではないかと、いや6メートルでいいのではないかとという議論がございます。市民の利便性、久保寺委員の述べられた安心・安全そういったものを考慮しながら、幅員構成を検討してもいいのではないかとということで、幹線街路としての位置付けは要らないまでもそのエリアの準幹線街路での検討をしてもいいのではないかとということで、今回の中では見直し検討路線に上げているということで御理解をいただきたいと思っております。

会 長

ありがとうございました。他にございませんでしょうか

宮林委員

質問というより御意見として聞いていただければと思いますが、道路関係は特に災害との関係で注目されています。局地的な災害等でいかに人を流すということが大事になると、特に火事の場合、道路が食い止めるということもありますので、こういったことに配慮することが必要ですし、全体でみると詰まってしまうところが出てきますので、流す方法をうまくとらないと、中心に人が滞留してしまうので長期的な見直しが必要と思っております。生活道路の中には例えば祭りで神輿を担ぐ、あれはある意味、災害時の逃げ道を作る、余計な物を置くな、最低この道がないと逃げられないためにお祭りを開催するという話を聞いたことがあります。道路を見直すということは重要でございますので、災害等にも配慮して見直しいただければと思います。

会 長

他にご質問、ご意見がないようでしたら、これで本案件の審議を終了し、議案第4号「秦野都市計画道路見直し計画について」は、原案のとおり答申したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

会 長

異議がないようですので、この案件につきましては、原案のとおり答申いたします。答申書の作成は、会長に一任させていただきたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

会 長

それでは、ここでの答申書(案)の作成を省略させていただき、後日、皆様に郵送させていただきたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

会 長

ご異議がないようですので、そのように決定させていただきます。

続いて、次の議題(2)報告事項第1号の「秦野SA(仮称)スマートICを活かした土地利用構想案について」を議題とします。事務局説明をお願いします。

説明に先立ちまして、本日は事業を担当する政策部の職員を同席させております。(政策部自己紹介)

政策部長

政策部長の谷屋でございます。

本日は、説明の機会を与えていただき、ありがとうございます。

現在、平成33年3月末の供用開始を目指して、現在事業化されております、新東名高速道路の整備が進められているところでございますが、市域西部に、秦野IC(仮称)が、また、北部には秦野SA(仮称)の整備が予定されています。

この広域交通ネットワークの整備、充実が図られることにより、東西の交流圏の拡大、交流の活発化が予想されるため、地域経済の活性化や観光振興等の効果を的確に取り込み、将来にわたる持続的な発展と魅力ある都市づくりを目指す、こういった観点から進めているところでございます。

そうした中で「新東名高速道路SA周辺の活性化」については、本市の総合計画や、都市マスタープランを始めとする上位計画に位置付け、新東



新東名周辺整備  
担当主幹

名高速道路の開通という絶好の機会を見据えた土地利用として、産業振興、農業振興、観光振興の観点から、関係部局が連携し、「秦野S A（仮称）スマートI Cを活かした周辺土地利用構想」を検討してきたところでございます。

今回はこの構想案につきまして委員のみなさまにお示しさせていただき、ご意見等をいただきたく、ご報告するものでございます。この構想案の内容につきまして担当主幹から具体的な説明をさせていただきます。

それでは、資料1の秦野S A（仮称）スマートI Cを活かした土地利用構想（案）から説明いたします。本市におきましては新東名高速道路や国道246号バイパスの整備により複数のI Cの設置が予定されております。

こうした中で特に秦野S A（仮称）スマートI Cを整備することにより交通優位性を活かした土地利用構想を検討してきました。

2 ページ目にこの構想の役割・位置付けでございますが土地利用に関連した諸計画の一つの指針として活用していきたいと考えています。そして個々具体的な施策展開をしていくにあたって熟度に応じてこの構想を法的な計画等へ反映していきたいと考えております。

3 ページ目をご覧ください。この構想検討にあたりましては関連する諸計画との整合を取らなくてはなりません。かながわ都市マスタープランにおきましては新東名高速道路、国道246号バイパスの整備に伴い新設されるI Cを生かしながら、産業振興施策と連携を図ることで、新たな産業の立地を進め、多様な機能が集積する結節点として活力を生み出すという位置付けがございます。こうしたことを受けまして秦野総合計画HADANO2020プランの基本計画におきましても新東名高速道路の建設に伴うI C等周辺の土地利用の検討を施策として位置付けておりまして、さらにそれを具体化するためにはスマートI Cを実現するというところで計画に至っております。

総合計画の地域別計画の北地区におきましてもこれは地域が中心となって作った計画でございま

すが、新東名高速道路の利便性を生かした活力のあるまちを目指すとして位置付けております。

4 ページ目では、秦野市都市マスタープランの分野別都市づくりの方針では、秦野S A（仮称）の中心部はスマートI C等の計画の具現化を図り、周辺環境に配慮し、産業系土地利用について検討すると位置付けており、北地区まちづくりの方針では地域資源を生かした産業活力と交流の拠点を目指した土地利用の検討を進めると整理しています。

5 ページ目では秦野S A（仮称）上下線の土地利用について方向についてこれまで庁内で構想検討委員会を設けまして、30 数回にわたって検討してきました。

基本的な土地利用の方針ですが、大きく2点ございます。

1 点目は都心に直結する新しい玄関口として、観光や農業資源、レクリエーション機能の活用や創出により都市住民との交流による地域振興を図る。

2 点目は広域交通の利便性を活かし、企業立地の促進等による近接工業団地の活性化や地場産業の創出により、地域経済の活性化を図るとしています。

この周辺部にこういった導入機能がいいのかということでございますが、市域全域については主な地域特性と拠点整備地区の地区条件との両面により、工業系用途地域に指定されている市街化区域に隣接しているという位置的優位性を活かし、産業利用や多機能をあわせもつ複合型の農業生産拠点機能の強化を図る。地域的ポテンシャルがあるということで検討してきました。

それを受けまして6 ページに地域活性化の方針を3点掲げています。方針1としまして自然環境を活かした観光・スポーツ・レクリエーション機能の導入ということで、観光・スポーツ・レクリエーションゾーン、方針2としましてグリーンツーリズムを主体とした都市住民との交流機能の導入です。周辺部には神奈川県内で一番多い市民農園もございます。農地や良好な自然環境を活用して観光農園やグリーンツーリズムによって地域振

興を図っていくゾーンでございます。

方針 3 でスマート I C を是非実現し、産業機能の立地誘導を図るということで整理しています。

7 ページ目に土地利用計画のイメージ図でございます。左側が S A の上り線側、右側が下り線側になってございます。こういった構想の中で下り線側を見ていただきたいのですが、茶色の線が県道 705 号を中心とした軸となっております。S A は上下線併せて 6.6 ヘクタールの規模となっております。ここに新たなゲート、スマート I C を誘致することにより、この土地利用構想の具体化を図っていく考えであり、S A 上り線の整備方針としましては、近接する県立秦野戸川公園と一体的な拠点の形成を図るスポーツ・レクリエーション機能を図り、より地域の活性化に資する土地利用を考えています。

下り線の整備方針としましては周辺環境や営農活動との調和に配慮しつつ、近接する既存の工業地域との連携を図り、産業の発展と地域活力の活性化に向け、地域資源を活かした土地利用の誘導により、複合市街地の形成を考えています。

今後、新たなまちづくりのビジョンとしてこの構想を全面的に出していこうと考えていますので、本日御報告させていただきましたのは、市議会、学識経験者、関係行政機関、市民という様々から構成される公的な付属機関である都市計画審議会の委員の皆さまの御意見をいただきたいと考えております。

新年度早々には市議会に御報告させていただき、そしてパブリックコメントを行ったうえで、まちづくりの方向に向かっていく一つの指針を策定したいと考えております。以上でございます。

会 長

今の説明に対して御質問・御意見を申し上げます。

久保寺委員

近接する市街化調整区域の土地利用についての説明はなかったが、具体的にはどのように考えているのだろうか。

新東名周辺整備

大変失礼しました。久保寺委員の御指摘の点に

担当主幹

ついて説明がありませんでした。7 ページの所に大きくゾーニングしてあり約 40 ヘクタールございます。用途的には都市計画道路渋沢駅前落合線から北側が工業系でございます。青の点々で囲んでいるところが、現在市街化調整区域で約 15 ヘクタールありますが、産業系の土地利用を図ってこういう地域でございます。八坪沢を挟んだ反対側は農業生産ゾーンとしております。県道 705 号線が通るオレンジの点線部分でございますが、地域振興ふれあい交流ゾーンとしております。

秦野市観光振興基本計画には、この地域に観光の核となる拠点や施設の検討や、秦野市都市農業振興計画においても S A 周辺部に地域振興の核となる施設の検討とあります。

都市計画の手続きとして必要なものは、第 7 回線引き見直しのスケジュールに併せて進めていきたいと考えているところでございます。

久保寺委員

簡単に言えば平成 32～33 年度までにスマート I C 近接の市街化調整区域が説明のような活用ができるという見通しがあるからということでしょうか。

政策部長

第 7 回の線引き見直しに併せて進めていく、農振農用地の問題についても協議して、土地利用ができるように行っていくということでございます。

久保寺委員

分かりました。

会 長

ありがとうございました。他にありませんか。

佐藤委員

前回の都市計画審議会の中で秦野 S A (仮称) のスマート I C 周辺の土地利用を是非やってくださいとお願いをしました。そして今、説明を聞いて思っていることは、やっていることが遅いですよ。

まだ 30～40 パーセントしか話が煮詰まっていない。スマート I C が出来なかったら絵に描いた餅になってしまうのではないか。やはり、こういうところはもっと手綱を引き締めて、秦野市がこ

ここにスマート I C をお願いするわけですから、国にどのようにアピールするのか、スピードを加速してさらなる努力をしていただきたい。

政策部長

ただ今、御指摘を受けたところでございますが、確かにスマート I C 関係については説明をしませんでした。これから説明をさせていただくわけでございますが、かいつまんで説明しますと、国、県、市、中日本高速道路、いわゆる法定協議会の前段階の中での計画の詰めを行っているところでございます。では説明をさせていただきます。

新東名周辺整備  
担当主幹

秦野 S A (仮称) スマート I C の進捗よくにつきまして説明をさせていただきます。

新東名高速道路は 21 世紀における我が国の国家的なプロジェクトとして整備が進められており、海老名 JCT から豊田 JCT まで全長約 254 キロメートルのうち平成 24 年 4 月に御殿場 JCT から三ヶ日 JCT まで約 162 キロメートルが開通しております。秦野市の区間は、約 10.9 キロメートルございまして、平成 32 年度末の供用開始を目指して事業が進められております。

秦野 S A には約 6.6 ヘクタール規模で駐車場、トイレ、休憩スペース、商業施設が計画されています。秦野市の交通面の現在の課題でございますが、秦野市には東西に国道 246 号があるわけでございますが、平均旅行速度が時速約 15 キロメートルと、渋滞時は当市区間の約 10 キロメートルを通過するのに 1 時間を要します。

新東名高速道路、246 号バイパスの整備による沿道の生活環境の改善が望まれるところでございます。

また、現東名高速道路の秦野中井 I C から、市内工業団地や丹沢大山国定公園、県立秦野戸川公園へは、小田急線、水無川、国道 246 号を横断するため、交通の利便性への課題もあります。

そこで、本市では、秦野 S A (仮称) への、スマート I C の整備を実現することで、大きく 5 点、展望しております。

1 点目は神奈川県西部における広域拠点の形成、2 点目は市北部の新たな広域の玄関口の確保、3 点

目は丹沢の玄関口を活かした周辺観光施設等への回遊性の創出、4点目はICへのアクセス性を生かした産業活動の活性化、5点目はICへのアクセス性を生かした防災、救急体制の強化です。

これらの基本的な展望をもって、ICへのアクセス性を生かした計画的な市街地の形成を図ってこうと考えています。

このため、本市では、総合計画に位置付け、県のかながわ都市マスタープランや秦野市都市マスタープランといった関連諸計画との整合を図りながら、計画的な実現化を目指しています。

本市が目指すスマートICの必要性和整備効果でございますが、スマートICはICとICの間が長く、近接したICがないこと、概ね5キロメートル離れていないということ、交通需要予測において費用便益比の試算と採算性、果たす役割と必要性に対して高いハードルがあることが実情でございます。

これまで、国交省、神奈川県、NEXCO中日本等の関係機関により、実務的な協議を進めてきており、交通需要予測調査の結果、一定の費用便益比が確保されることが確認され、また、その必要性について検討してきました。

こうした経過を経て、次の5点の必要性を整理しています。

まず1点目は、交通利便性の向上と円滑で安全な交通の確保、2点目は、工業の振興と産業活動の利便性の確保、3点目は、地域資源を活かした地域活性化の確保、4点目は、救急・救命活動の向上、5点目は、大規模災害対策及び減災対策の強化です。

本市の場合には、約2.9kmと近接する位置に、菖蒲にできる秦野IC（仮称）があるため、役割の違いについて検討してきました。

まず、秦野IC（仮称）の役割は、3点の側面から検討し、整理しています。

1点目は、市西部及び県西部地域の交通利便性の向上、2点目は神奈川県の東西連携軸の強化による地域活性化、3点目は市西部地域の防災力の向上です。

一方、実現化を目指す、スマートICの役割は、

4 点の側面から、その役割の違いを検討し、整理しています。1 点目は市北部地域の交通利便性の向上と安全で円滑な交通の確保、2 点目は工業地への交通アクセスの向上による産業活動の活性化、3 点目は S A 周辺の地域振興と企業誘致、4 点目は市北部地域の防災力の向上です。

将来交通需要の推計結果から、近接する 2 つの I C における利用特性の相違を訴え、関係機関の一定の理解を得てきた状況です。

ここからは、具体的に期待される整備効果です。整備効果 1 として「高速道路利用者の利便性向上と円滑で安全な交通の確保」です。

市の北部にスマート I C が整備されれば、市域がほぼ I C から 5 k m 圏域となり、市街地に近接することから新たに I C までのアクセスが、10 分圏域(3 k m 圏域)となる人口は、約 1 万 7 千人の増加が見込まれます。

また、現東名の秦野中井 I C の利用からスマート I C への転換や、一般道路から高速道路への転換により、混雑箇所の通過交通が分散され、一般道路の混雑が軽減されます。

整備効果 2 として、「産業活動の活性化と企業立地の促進及び雇用創出」です。

製造業の約 8 割が、堀山下及び曾屋原地区の 2 つの工業地に集積しています。工業地のほぼ全域が 3 キロメートル圏内となり、アクセス時間の短縮により産業活動の活性化が期待されます。

また、首都圏方面だけではなく、中部圏方面へのアクセスの向上により、企業立地の促進や事業規模の拡大による、就業機会や雇用の拡大が期待されます。

堀山下地区工業地については、秦野中井 I C 経由で 19 分かかるところ、スマート I C を利用すれば 7 分となり、所要時間 12 分短縮されます。

曾屋原地区工業地についても秦野中井 I C 経由 18 分かかるところ、スマート I C を利用すれば 8 分となり、所要時間 10 分短縮されます。

市内企業 390 社（商工会議所工業部会、大規模小売店舗）を対象にアンケート調査をしたところ、企業が期待する効果として、「物流等における移動時間の短縮」が最多で、「新たな取引先（取引機会）

の増加」となっています。

また、I Cまでの近接性を重要視している事業所は、3k m以内で約 75%以上占めており、I Cまでの所要時間 10 分以内で約 6 割、15 分で 8 割の企業が希望しています。

次に、整備効果 3 として「農業資源や観光資源を活かした地域の活性化」です。

スマート I C周辺は、丹沢登山の玄関口でもあることから、様々な観光・体験型の農園や、年間数 50 万人以上が来客する県立秦野戸川公園があります。

このため、「多様な「農」との交流や農産物ブランドの販路拡大による地域経済の活性化」や「観光資源を活かした地域経済の活性化」が期待されます。

整備効果 4 として、「第 3 次救急医療施設への搬送時間短縮による救命率の向上」です。

第三次救急医療施設である東海大学病院への搬送は、市内から国道 246 号が唯一のルートでしたが、秦野 I C（仮称）及び秦野 S A（仮称）スマート I Cを介した搬送が可能となることで、アクセス性が向上します。

北地区全体及び西地区の一部では、東海大学病院までの平均搬送時間は、約 20.5 分かかっていますが、スマート I Cを利用すれば、15～6 分と短縮され、救命率の向上へつながります。

最後に整備効果 5 として、「代替ネットワークの確保による防災拠点機能の強化及び復旧活動の迅速化」です。

県西部地震、東海地震等の切迫性が指摘される中で、本市の地域防災計画では、島津製作所グラウンドが自衛隊派遣部隊の拠点として位置付けられています。

秦野中井 I Cから約 19 分かかりますが、スマート I Cを利用すれば、約 5 分で到着し、14 分短縮されます。

広域避難場所等への物資の搬送など、防災拠点機能の強化が図られ、市民生活の安全・安心につながります。

以上のおりでございますが、先ほど説明しましたとおり、スマート I Cの交通需要予測調査の



結果、費用便益比、採算性及びその必要性、整備効果等について、関係機関において一定の理解を得ており、協議を前進させています。

今後は、スマート I C の道路構造設計やアクセス道路設計をできる限り前倒しで進めることが、さらに実務協議を前進させます。

地域や市民、企業の皆様のご意見を聴きながら、関係機関との勉強会に反映し、進めています。

スマート I C の整備誘致は、地元自治体、地域の発意により実現できる制度であります。

本日まで出席いただいております、J A はだの様や商工会議所様の農商工連携の観点からも、強く要望を頂いております。

スマート I C は、本市はもとより、神奈川県西部の発展に寄与するものと考えております。神奈川県様のより力強いご支援もお願いしたいと存じます。

また、本日まで出席いただいております委員の皆様の、それぞれのお立場から、ご指導・ご助言をいただければと存じます。

市民の皆様のご協力と、ご理解をいただき、何よりも市民生活の利便性の向上を図り、本市の持続的発展のために、総力を結集して前進していきたいと思っております。ので、よろしくお願い申し上げます。

会 長

何かご質問、ご意見はございませんか。

高橋委員

大変前向きで素晴らしい計画だと思いますが、私の要望としましては、ここは水源地であり、自然環境の接点でもあるので、それについての説明がございませんので、工業団地には地下水が汚染されたという経緯がございますので、今後の実務協議では、そういったことも頭に入れて進めたい。

宮林委員

スマート I C に期待するところが大きいと思いますが、恐らく秦野の顔になるのではと思います。そうすると、その顔をどのようにお化粧するのかというところになりますので、多様な意見が入れ

るような配慮が必要だと思います。

もう一つは環境ということです。国では強靱化という話もありますが、環境を使った強靱化というとずっと乗ることもありますので、避難場所をここに持ってくるといったことを行うと国土計画との関係で面白いアイデアだということで、ソフト部門の意見として聞いていただければと思います。

古谷委員

要望になりますが、農業振興計画の中でも目玉が観光農業ということですので、道路整備や駐車場の問題といった課題もありますが、実現の方向で頑張っていたきたいと思います。

会 長

私からよろしいでしょうか、近隣の市町との競争になるかと思いますが、そうならないよう調整を行っているのでしょうか。

政策部長

競争になっている部分もございますので、情報が得られないこともございます。そういった場合には神奈川県から情報をいただきまして、状況を把握しながら進めています。

和田稔委員

7 ページの下のSA周辺の課題というところで農地のほとんどが農振農用地で開発するには解除が必要とありますが、関係機関との協議もすぐに進めないと思いますが、その辺のスケジュールはどのようになっているのでしょうか。

新東名周辺整備  
担当主幹

先ほど都市計画のスケジュールとありましたが、平成26～27年度にかけて秦野市の農業振興地域整備計画の見直しの時期に入っています。権利者に対するアンケート、この土地利用の構想の考え方をもってアプローチをしながら農振農用地の見直しの手続きを線引き見直しと併せて行うという予定で農産課と調整しています。

会 長

他にないでしょうか。他にご質問がないようでしたら、次に議題(3)「その他」ですが、何かございますか。

課長補佐  
(都市計画担当)

次回の審議会についてお話をさせていただきます。開催時期は、まだ未定であります。

日時等につきましては、早めにご連絡をしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

会 長

最後に皆様から何かございますか。

なければ、これをもちまして、本日の審議会を終了します。ご協力ありがとうございました。